委託契約書(案)

支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長 瀧 本 寛 (以下「甲」という。)と《契 約機関名》《契約機関代表者名》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業名等)

- 第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。
- (1) 委託事業名 令和3年度多様性に応じた新時代の学び充実支援事業
- (2) 委託事業の内容及び経費 実施計画書のとおり。ただし、第8条の規定による実施計画の変更 承認後は変更した実施計画書のとおりとする。
- (3)委託期間 契約締結日から令和 年 月 日

(委託事業の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項及び実施計画書に基づき、委託事業 を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

【契約の相手方が課税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、○,○○○,○○○円(うち消費税額及び地方消費税額○○○,○○○円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た額である。
- 2 乙は、委託費を実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円を 超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画 が変更されたときも同様とする。

【任意団体と契約を結ぶ場合】

(実施体制の確保について)

- 第4条 乙が法人格を有していない団体(以下「任意団体」という。)の場合は、履行体制の確保のため、乙は、構成員、会計基準等の必要な事項(以下「任意団体に関する事項」という。)が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された実施計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

- 4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- 5 第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過 払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものと し、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。
- 6 乙は、委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に第1項により提出した書面に変更 がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

(契約保証金)

第5条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予 算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第100条の3第3号 の規定により免除する。

(危険負担)

第6条 委託事業の実施に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由 によらない場合は、この限りではない。

(第三者損害補償)

第7条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

- 第8条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、この委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託 を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額(以下「再委託に関する事項」という。)が記載され た書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の書面の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された実施計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合 には、これに応じなければならない。
- 8 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託することはできない。

(計画の変更)

- 第9条 乙は、実施計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、 実施計画変更申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更によ る経費区分間の流用で、その流用額が経費総額の20%を超えない場合は、この限りではない。
- 2 甲は、前項の承認を行うときは条件を附することができる。

(事業の廃止等)

- 第10条 乙は、委託事業を廃止又は中止(以下「廃止等」という。)しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の承認を行うときは、条件を附することができる。

(委託事業完了(廃止)報告)

第11条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、委託事業完了(廃止)報告書、業務収支決算書及び第32条に規定する支出を証する書類の写を完了した日又は廃止等の承認の日から10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(調查)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれ に附した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

(額の確定)

- 第13条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を 確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託 費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第14条 第12条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払及び経理)

- 第15条 甲は、第13条第1項の規定により委託費の額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
- 2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に 記載の口座に振り込むものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行う ものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条及び政府契約の支払遅延に対す る遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づいて算定した金額を利息 として支払うものとする。
- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。
- 5 乙は、委託費によって生じた利子については、事業の実施経費に充てなければならない。

(過払金の返環)

- 第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が第13条第1項により確定した額を 超えるときは、その超える金額(次項において「過払金」という。)について、甲の指示に従って 返還するものとする。
- 2 乙は、甲が定めた期限内に過払金を返還しなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第17条 乙は、第13条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内又は委託事業の完了した日から60日以内のいずれか早い日までに甲に対して成果報告を行うものとする。

(成果の利用等)

第18条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、甲の承認を受ける ものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託事業の調査)

第19条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項 について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(契約の解除等)

- 第20条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の 10に相当する額を請求することができる。

(不正行為等に対する措置)

- 第21条 乙が本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合又は委託業務の実施に当たり不正若しくは不当な行為(以下「不正等」という。)を行った疑いがある場合は、甲は乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。この場合において、甲が必要があると認めるときは、実地調査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の場合においてこの契約に関する不正等が明らかになったときは、この契約の全部又は一部を解除し、かつ、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第22条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとし、当該利息は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算して返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

- 第23条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当 する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、当該証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑

が確定したとき。

- 2 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額の ほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなけれ ばならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に 係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び前項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、この契約に関して第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やか に当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を 解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下これらを「暴力団等」という。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用等しているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (4)役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用等しているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの 催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委託以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同

じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負 人等との契約を解除しなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、又は正当な理由がないのに 前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第28条 甲は、第24条、第25条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、賠償することを要しない。
- 2 乙は、甲が第24条、第25条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、違約金と して契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって 違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合に おいて、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団等若しくは社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求若しくは業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるものとする。この場合において、乙は、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第30条 文書による通知の効力は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては受信の日からそれぞれ生ずる。

(代表者変更等の届出)

第31条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知 するものとする。

(書類等の保管等)

第32条 乙は、委託事業の経緯に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。

(秘密の保持等)

- 第33条 乙は、契約期間に関わらず、委託事業に関して知り得た業務上の秘密を第三者に漏らして はならない。
- 2 乙は、委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第34条 本契約に定めるもののほか、本契約に関して疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上解決 するものとする。 上記の契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 文部科学省初等中等教育局長 瀧 本 寛 印

Z

印

別紙(銀行口座情報)

加	込先口座 (注	E恵:国庫金	を取り扱 ⁻ 	っていない銀行	こには扱	込できません	6)		
カナ ※通帳に表記されて	口座名義 いるカナロ座名	遠を記入							
⊅うちょ銀行以外のᢒ	 金融機関								
金融機関名				支店名					
金融機関コード				店舗コー	۴				
※″0″を省略せずに 必ず4桁で記入				※″0″を省略せ 必ず3桁で記					
預金種別				口座番号	1				
《普通預金、当座預金、別段預 金のいずれかを記入				※必ず7桁で記入。7 場合は、頭に"0"る 7桁にするこ	を付けて				
Þ うちょ銀行(通帳に 例)記号 12340-1 番号 1234567 ⁻	→ 234 の部	3分を記入(1桁目	の1と5桁			更、一1は記入不	要)		
ゆうちょ銀行	記号	1		0					
	番号			<u> </u>	-1	 ※番号が8桁未	満の場合は、	頭に"O"を付け [·]	て8

住所

名称

代表者役職名、氏名

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

担当者役職名、氏名

電話番号